

# 特定間伐等促進計画

北海道十勝郡浦幌町

令和 3 年

(変更：令和 4 年 8 月)

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や本市（町村）の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10年間で7,530ha（年平均753ha）の間伐を行うことを目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い本市（町村）の森林の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

## 3 特定間伐等の実施計画

- (1) 間伐・造林に関する事項
- (2) その他間伐及び造林に関する事項
- (3) 作業路網に関する事項
- (4) その他施設に関する事項
- (5) 事業実施箇所

別紙のとおり

## 4 特定間伐等の実施計画の実績

- (1) 間伐・造林
- (2) その他間伐及び造林
- (3) 作業路網
- (4) その他施設

別紙のとおり

## 5 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本町における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

## 6 特定植栽事業の実施方法

- (1) 植栽すべき特定苗木の種類  
クリーンラーチ

(2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり概ね1,500本程度の低密度での植栽に努めるほか、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈り年数の目安を3年とすることなどにより、造林の低コスト化・省力化に努めていく。

## 7 特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

実施主体は、現地検討会等を開催し、特定植栽事業に関して得た技術の普及を行い、地域における主導的役割を果たすよう努めていく。

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

実施主体は特定植栽事業の実施に伴い得られた、育成状況等の有益な知見について、地域内の関係者に対し、積極的な情報提供に努めていく。

## 8 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

面的なまとまりのある森林の持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能十分に発揮するため、地域の関係者が連携・協力する体制を構築し、森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進に努めていく。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林施業プランナーによる提案型集約化施業や、森林整備に意欲のある者への森林経営の委託などにより施業を集約化し、効率的な森林整備の推進に努めるとともに、施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に努めていく。

## 9 路網の整備の推進、間伐等の効率化、低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な実施のため、「路網・作業システム整備方針」（平成25年3月作成）を基に、地域の特性を踏まえた林道や

林業専用道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努めていく。

(2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の实情に応じた効果的な間伐の実施のため、路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械等を活用した低コストで効率的な作業システムの整備、普及及び定着の推進に努めていく。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

林業事業者等と連携を図り、植栽本数の低減やコンテナ苗の普及・定着など、造林・保育の低コスト化の推進に努めていく。

## 10 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

間伐材の利用の推進間伐材の利用は、資源の有効利用に寄与するとともに、森林所有者等にとっては採算性の向上により森林施業の負担軽減を可能とするものであることから、公共建築物及び公共施設に係る工作物や住宅・民間施設における地域材の利用、木質バイオマスの利用の推進など、幅広い取組を通じて、間伐材の利用の推進に努めていく。

## 11 人材の育成・確保等

(1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技術者等及び林業事業者の育成確保に関すること。

林業就業に意欲を有する若者等を対象とした技能・技術研修等の活用による新規就業者の確保に努めるとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門的知識を有する現場技術者や、高い生産性・安全性を確保しながら林内作業ができる技能者の育成、北海道立北の森づくり専門学院における、林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業の中核を担う地域に根ざした人材の育成、北海道林業事業者登録制度を活用した、適切な森林施業や労働安全衛生管理に取り組む経営感覚に優れた健全な林業事業者の育成に努めていく。

(2) 林業事業者に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。

森林所有者との連携強化により森林整備事業の掘り起こしや施業の計画的な実施を進めることによる事業量の安定的な確保について検討を行ない林業事業者等の経営の多角化、共同化を計り経営体質の強化を目指す。また、北海道において、森林整備等を行う林業事業者の基本情報等を登録し公表する「北海道林業事業者登録制度」が創設されたことから、本制度を活用し森林所有者等が森林整備等を林業事業者に委託し実施する際は、明確かつ客観的な事業者情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、健全な林業事業者の育成及び活用に努めていく。